

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務の範囲	指定した金融機関			取扱事務の範囲
名称	位置	取扱店舗		名称	位置	取扱店舗	
[略]			県公金の収納事務（特定収納金並びに <u>岩手県農業改良資金特別会計</u> に属する貸付償還金及び違約金の収納事務を除く。）	[略]			県公金の収納事務（特定収納金並びに <u>岩手県農業改良資金等特別会計</u> に属する貸付償還金及び違約金の収納事務を除く。）
株式会社十七銀行	[略]	<u>盛岡支店</u>		株式会社十七銀行	[略]	<u>本店、支店及び出張所（県外の取扱店舗にあつては、マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した</u> <u>県公金の収納事務を行うものに限る。）</u>	
[略]				[略]			
岩手県信用漁業協同組合連合会	[略]		岩手県信用漁業協同組合連合会	[略]		[略]	
大船渡市農業協同組合	[略]		岩手県信用農業協同組合連合会	<u>盛岡市</u>	<u>本所</u>		
[略]			大船渡市農業協同組合	[略]			
[略]			[略]			[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。